

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報
【公表】

整理番号	28
契約番号	8農振財契第598号
件名	令和8年度 都内連携事業測量委託(複数単価契約)
入札方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」上で実施
履行場所	東京都あきる野市、西多摩郡日の出町及び西多摩郡奥多摩町内
概要	詳細は別紙仕様書のとおり
契約期間	契約確定の日の翌日から令和8年12月25日まで
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
仕様説明会	実施しない
開札予定日時	令和8年9月14日(月) 午前10時00分(入札期間は指名通知時に連絡)
希望申出期間	令和8年8月24日(月)午前10時から令和8年8月31日(月)午後4時まで
希望申出方法	電子入札システム「ビジネスチャンス・ナビ」を通じて受け付けます。
希望申出時の提出書類	以下の(1)から(3)までの書類を「ビジネスチャンス・ナビ」上に添付してください。 (1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合 東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団指名業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して開札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0641

仕 様 書

- 1 件 名 令和 8 年度 都内連携事業測量委託（複数単価契約）
- 2 契約期間 契約確定の日の翌日から令和 8 年 12 月 25 日まで
- 3 納入場所 〒190-0013 東京都立川市富士見町 3－8－1
公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課
- 4 履行場所 東京都あきる野市、西多摩郡日の出町及び西多摩郡奥多摩町
- 5 規模及び推定数量
 - （１）測量 16.00 ha
 - （２）境界刈払 1,000 m
- 6 支払方法 指示毎に提出する施業完了届（受託者提出書類様式集「様式 14」又は「様式 14-2」）毎又は、全ての指示が完了した後に一括で支払うものとし、納品検査合格後翌月初日以降に適法な支払請求書を提出した日から 30 日以内とする。
- 7 そ の 他
 - （１）委託業務の実施に当たっては、測量委託特記仕様書によること。
 - （２）本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注することはできない。また、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。さらに、発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了する。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 この特記仕様書は、森林施業標準仕様書〔（公財）東京都農林水産振興財団〕（以下「標準仕様書」という。）1. 1. 1の3に規定する特記仕様書で、この委託業務に適用する。

第2条 この委託業務の実施に当たっての一般事項は、「標準仕様書」によるものとする。

第3条 「標準仕様書」及び「特記仕様書」の記載内容の優先順位については、「特記仕様書」、「標準仕様書」の順によるものとする。

第4条 この委託業務の実施に当たっては、下記に示す図書を適用する。

- 1) 標準仕様書（附則－1） 「受託者提出類様式集」
- 2) 標準仕様書（附則－2） 「森林施業記録写真要領」

第5条 標準仕様書及び適用図書のうち、この委託業務に該当しない工種及び項目等については適用しないものとする。

第6条 受託者は写真の撮影に当たっては、原則として黒板等に必要事項を記載して被写体と共に写し込まなければならない。電子黒板を使用する場合は、別添1「デジタル工事写真の黒板情報電子化使用方針」を遵守すること。

第7条 この委託業務における現場の適正な実施体制の確保等については、標準仕様書によるものとする。

第8条 受託者は、業務着手後に条件が異なった場合等には、関係資料を作成の上、監督員と協議するものとする。

第9条 受託者の責により他の工作物に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告するとともに応急処置をとり、受託者の負担によりこれを修復しなければならない。

第10条 受託者は、業務の遂行に当たり諸法令や諸規則を厳守し、受託者の責任において厳正に行うものとする。

第11条 受託者は、本仕様書に記載されていない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは監督員と協議し、その指示によるものとする。

第2章 測 量

第12条 測量を実施する場合は、次の事項に留意すること。

- 1 測量起点及び施業地の外角にあたる箇所については、相当年数の保存が可能な杭（樹脂製）を使用し、強固に設置すると共に目印を付すこと。設置箇所及び仕様材料については事前に監督員の確認を得ること。
- 2 原則として、外周線（調査区域）を右廻り測量すること。
- 3 各測点には、プラスチック製の杭を使用し、測点No.を付すこと。第12条1及び3の杭及びその他測量に必要な材料費は委託費に含むものとする。なお、使用する杭の規格は途中で変更しないこと。

5 任意の2点以上の測点において、衛星測位システムにより測点の緯度経度を調べること。

6 測量野帳には測量実施日及び担当者名を記入しておくこと。

第13条 除地が新たに確認された場合は、協議の上、委託の成果に含めることができる。

第14条 測点を設定する場合、外周線は隣接地との境界線上に設定することとする。ただし、地形及び土壌状況により更新後の管理が適切に実施できない恐れがある箇所(除地等)等については、当該区域の内外を外周線とすることとする。

第15条 測量図を作成するときは、次の事項に留意すること。

1 測量データは、測量野帳「東京都造林補助事業実施要領第8の1の別表1のヌ(別記様式第16号)」の様式により面積算定する(面積の単位はhaとし、小数点以下第3位を切捨て第2位に止める)。測量図は「.jww」「.dwg」及び「.gpkg(平面直角座標系9系)」の形式により作成すること。なお、測量図は地形図に重ね合わせることとし、使用する地形図は原則として「東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度版)」(問い合わせ先「株式会社ミッドマップ東京」)を使用すること。なお、上記の形式及び地形図について使用できない場合は、監督員と協議し、その指示によるものとする。

2 外周線測量における閉そく公差(測量野帳「東京都造林補助事業実施要領第8の1の別表1のヌ(別記様式第16号)」における「精度」)は、100分の1以内とし、この限界を超えるものについては、再測しなければならない。

3 調査区域が5ヘクタールを超える場合にあっては、概ね調査区域の半分の面積となるように継測線を設定して測量し、前項の規定を満たすこととする。

4 測量図は、A3版で縮尺1000分の1、A4版で縮尺5000分の1のほか、担当員が指示するA4版に収まる任意な縮尺を作成するものとする。なお、面積が大きい場合には監督員の指示に従うこと。

5 測量図は、第12条第4号ごとに測線を記入し、これを表示すること。

6 製図上の線の使い分けは、原則として次のとおりとする。

- | | |
|--------|-----------------------|
| ① 実線 | 調査区域(外周線、地番線等) |
| ② 細線 | 区画線(土地及び森林所有者が異なる区域界) |
| ③ 一点鎖線 | 区画線(未立木地等の除地) |

第3章 境界刈払

第16条 測量するにあたって、支障となる雑草木を適宜刈払うこと。作業にあたっては、植栽木を損傷しないように特に留意し、刈払物は施業区域内へ横伏せ整理すること。

第17条 刈払をする範囲は別途監督員が指示する。

第4章 業務の実施及び成果品

第18条 受託者は、調査地ごとに委託者の発出する指示書をうけて本業務を行うものとする。指示を受けた調査地については速やかに調査及び成果品のとりまとめを行うものとし、成果品の提出時に完了届別紙(別添2)を指示毎に提出すること。原則として、

委託者は完了届受領後に次の調査地の指示を出すものとする。

第 19 条 測量業務の実施に当たっては、事前に現地踏査及び成果品等に関する打合せを行うものとする。

第 20 条 測量成果品

受託者は、指示毎に測量結果を次の項目のとおりとりまとめ、原則として測量地毎に一つのファイルに綴じ込み提出するものとする。なお、集計等作業は Microsoft office excel (Microsoft Corporation)で行い、同ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で納入すること。電子媒体は、CD-R を原則とし上記ファイルに閉じ込めるようにすること。電子データの納入にあたっては、納入時における最新のセキュリティソフトによるウイルスチェックを行い、安全性を確認すること。

1) 調査結果報告書 (別添 3)

2) 測量図

3) 測量野帳 (東京都造林補助事業実施要領第 8 の 1 の別表 1 のヌ (別記様式第 16 号))

4) 上記電子データ (計算因子等を含む) 一式

5) 写真帳

第 21 条 受託者は、業務の開始に先立ち、「委託着手届」、「代理人及び主任技術者通知書」、「業務計画書」を提出すること。書類の様式は森林施業標準仕様書附則 - 1 「受託者提出書類様式集」の「施業着手届」、「現場代理人及び主任技術者通知書」、「施業計画書」を準用すること。

第 5 章 その他

第 22 条 本委託の実施に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 215 号) の規定に基づき、次の事項を遵守する。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車とする。

イ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」 (平成 4 年法律第 70 号) の対象地域内で登録可能な自動車利用に努める。

当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

第 23 条 林野火災には特段の注意を払い、現場では火気の使用は最小限度にとどめ、使用にあたっては安全管理を徹底すること。消火器材を備えるよう努めること。現場に燃料等を持ち込む場合は、消防法令の基準に適合した容器を使用し、火気のないところで取り扱うこと。また、現場で火災が発生した場合は、緊急連絡通報図に従い、迅速に対応すること。

第 24 条 本委託の勤務時間中に、都内で死んだイノシシを発見した際は、管轄の市町村及び監督員に連絡すること。

第 25 条 熱中症対策として、労働安全衛生規則第 612 条の 2 の規定により発災時の報告体制及び悪化防止措置の手順を整備・周知するとともに、これらを施業計画書に記載すること。また、施業時に直射日光への対策や塩分、水分補給等を実施するとともに、

施業記録写真帳に熱中症対策の実施写真を添付すること。

第 26 条 クマ被害対策について

巡視にあたっては、熊除け用鈴・スプレー等を携帯するなど、被害の防止に努めること。

東京都環境局や市町村が発信する熊出没情報を随時確認すること。

沢付近や尾根付近等、周囲の音が聞こえづらい場所では特に周囲への警戒を怠らないこと。

第 27 条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

第 28 条 サイバーセキュリティについて

サイバーセキュリティについては、別紙「サイバーセキュリティに関する特記事項」に定めるところによる

第 29 条 その他詳細については、監督員の指示によること。

第 30 条 担当及び連絡先

〒190-0013 東京都立川富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課 森の整備係

TEL: 0 4 2 - 5 2 8 - 0 6 4 1

課 長	係 長	監 督 員

施 業 完 了 届

年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団
理事長

殿

住所
受託者 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

下記の施業を本日完了したので届け出ます。

委 託 件 名			
契 約 番 号	〇〇農振財契第〇〇号		
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日

受 付 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	
-----------	-------	----------------	--

注) 契約金額 250万を越える場合に使用する。

課 長	係 長	監 督 員

施 業 完 了 届

年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団
理事長

殿

住所
受託者 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

下記の施業を本日完了したので届け出ます。

委 託 件 名			
契 約 番 号	〇〇農振財契第〇〇号		
委 託 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	履 行 期 限	年 月 日
受 付 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 員 職 氏 名	

注) 契約金額250万以下の場合に使用する。

測 量 野 帳

「XY」の入力、もしくは、
「斜距離、方位、高低角」
の入力のみで、図形の作成
が可能

整理番号
事業地名
森林所有者
測定者
立会者
測定年月日
摘 要

：
：
：
：
：
：
：令和7年 月 日

X累計	0	mm
Y累計	0	mm
水距累計	0	mm
高度累計	0	mm
精度 (/)	#DIV/0!	
面積	0.00	ha

[illegible]

サイバーセキュリティに関する特記事項

受託者は、契約書(請書)及び仕様書に定める事項を遵守するとともに、本特記事項に定める事項に従って契約を履行しなければならない。なお、電子情報処理委託に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び個人情報に関する特記仕様（以下「個人情報特記仕様」という。）が添付される場合は、これらに定める事項も遵守するとともに、本特記事項とこれらの規定が重複し、又は抵触する場合は、特記仕様書及び個人情報特記仕様の規定を優先して適用するものとする。

第1条 本特記事項の遵守

受託者は、本特記事項に定める各条の事項を遵守しなければならない。

第2条 委託業務実施前の対応

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団のサイバーセキュリティポリシーのうち受託者が遵守すべき事項について、財団から説明を受け、これを理解した上で同意書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、再委託を行う場合、再委託先に対しても前項の説明を行い、同意書を取得するとともに、財団の事前承認を得なければならない。
- (3) 受託者は、財団が提供する情報資産に対し、委託業務に必要な範囲においてのみアクセスを行うものとし、アクセスを許可する情報の種類と範囲及びアクセス方法について、業務着手前に財団の承認を得なければならない。
- (4) 受託者は、サイバーセキュリティインシデントへの対応体制を整備・維持し、その体制（本契約の履行に係るサイバーセキュリティ対策の責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所）を財団に書面で提出しなければならない。また、体制に変更が生じた場合は速やかに財団に届け出なければならない。

第3条 契約上のセキュリティ要件

- (1) 受託者は、委託業務の遂行にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - ① 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置の実施
 - ② 委託業務に従事する者への、個人情報保護及びサイバーセキュリティに関する教育・研修の実施
 - ③ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ④ 業務上知り得た情報の守秘義務（本契約の終了後も同様とする。）
 - ⑤ 再委託に関する制限事項の遵守
(再委託を行う場合は事前に財団の承認を得ること。)
 - ⑥ 委託業務終了時における財団の情報資産の返還及び廃棄

(廃棄の場合は復元不可能な方法で行い、廃棄完了を書面で財団に報告すること。)

- ⑦ 定期報告義務、サイバーセキュリティインシデント発生時の報告及び対応義務
- ⑧ 財団又はサイバーセキュリティ統括責任者による監査・点検・検査への協力義務
- ⑨ サイバーセキュリティに関する要件が遵守されず、インシデントが発生した場合の損害賠償等に関する規定
- ⑩ サイバーセキュリティインシデント発生時に、財団がインシデントの内容及び受託者名等を公表することがあること

第4条 情報システムに関する委託の追加要件

本委託業務に情報システムの構築又は運用・保守が含まれる場合、受託者は第3条に定める事項に加えて、以下の事項を遵守しなければならない。

(共通事項)

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたり、財団の情報システムに財団の意図せざる変更が加えられないための対策を講じなければならない。受託者及び再委託先の作業工程を記録・管理し、何が行われたかを財団が事後的に確認できる体制を維持すること。

(情報システムの構築を受託する場合)

- (2) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 仕様書で定めたセキュリティ要件（アクセス制御・ログ取得・暗号化等）の適切な実装
 - ② 納品前におけるセキュリティの観点に基づく試験（脆弱性診断等）の実施及びその結果の財団への報告
 - ③ 開発環境及び開発工程におけるセキュリティ対策の実施並びに工程の記録・管理

(情報システムの運用・保守を受託する場合)

- (3) 受託者は、財団との契約に基づき、以下をすべて含む対策を実施しなければならない。
 - ① 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件の遵守
 - ② 運用・保守の過程で情報システムに変更が生じた場合（設定変更・バージョンアップ・パッチ適用等を含む。）の、変更内容の財団への速やかな報告

第5条 不正アクセス対策

受託者は、財団の情報システム又は財団が管理するデータへのアクセスを伴う業務を実施する場合、少なくとも以下の攻撃手法を念頭においたセキュリティ対策を講じなければならない。

- ① サービス不能攻撃（DoS/DDoS 攻撃等）
- ② 標的型攻撃（標的型メール等）

- ③ 認証に対する攻撃（パスワードスプレー攻撃、ブルートフォース攻撃、パスワードリスト攻撃等）
- ④ アプリケーションに対する攻撃（SQL インジェクション、XSS、CSRF 等）

第 6 条 インシデント発生時の対応

- （１）受託者は、本委託業務の遂行に関連してサイバーセキュリティインシデントが発生し、又は発生したおそれがあると認めた場合は、その事態の帰責の有無にかかわらず、直ちに財団に報告し、財団と協議するとともに、被害の拡大防止に必要な措置を速やかに講じなければならない。
- （２）受託者は、インシデントの発生後、事実関係、発生原因及び再発防止策を記載した報告書を財団に提出しなければならない。
- （３）財団は、受託者のインシデント発生に係る対応が不十分と判断した場合、インシデントの内容及び受託者名等を公表することがある。受託者はあらかじめこれに同意するものとする。

第 7 条 委託業務終了時の対応

- （１）受託者は、委託業務の終了に際して、財団から提供を受けた情報資産（紙媒体・電磁的記録媒体等を含むすべての有形物）を速やかに財団に返還し、又は復元不可能な方法で廃棄しなければならない。
- （２）受託者は、前項の廃棄を行った場合は、廃棄した情報の項目・数量・廃棄方法・廃棄日を記載した消去完了確認書を財団に提出しなければならない。
- （３）受託者は、委託業務終了時において、本特記事項のすべての事項を遵守した旨を書面で財団に報告しなければならない。再委託を行った場合は、再委託先等における遵守状況についても同様に報告すること。

第 8 条 監査・点検への協力

財団は、本委託業務の遂行に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認するため必要があると認めるときは、受託者の作業場所への立入調査を含む実地調査を実施することができる。受託者は、財団から調査の実施を要求された場合はこれに応じなければならない。再委託先についても同様とする。

第 9 条 義務違反時の対応

- （１）受託者が本特記事項に定める義務に違反した場合、財団は本委託契約を解除することができる。
- （２）受託者の義務違反によって財団が損害を被った場合、財団は受託者に損害賠償を請求することができる。

第 10 条 違約金

- (1) 受託者が本特記事項に定める義務に違反したことにより財団に損害が生じた場合、受託者は財団に対して違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を支払う義務を負う。
- (2) 財団に生じた損害が前項に基づく違約金額を上回る場合には、財団は実際に生じた損害額を立証することで、受託者に対して立証した額を違約金として請求することができる。
- (3) 個人情報の取扱いに係る義務違反については、個人情報特記仕様が添付される場合は、個人情報に関する特記仕様の定めを優先して適用する。

デジタル工事写真の黒板情報電子化使用方針

第 1 条 デジタル工事写真の黒板情報電子化

1 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化（以下、「電子黒板」という。）は次による。電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真へ黒板の記載情報を電子的に記入するものである。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得たうえで、電子黒板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、次の全てを実施すること。

(1) 対象機器の導入

受注者は、電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）について、工事記録写真撮影基準（東京都建設局）第 9 ⑤に示す項目の電子的記入ができ、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用することとする。

なお、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、ここからの選定に限定するものではない。

また、高温多湿又は粉じん等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト
（CRYPTREC 暗号リスト）」

URL <https://www.cryptrec.go.jp/list.html>

「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

(2) 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における黒板情報の電子的記入の取扱いは、「建設局工事記録写真撮影基準」（東京都建設局）による。

なお、アにより工事記録写真撮影基準（東京都建設局）のデジタル写真による施工管理（案）3（1）①で規定されている画像編集には該当しない。

2 電子納品

本工事の電子黒板を用いた写真（以下、「電子黒板写真」という。）及び電子黒板写真を監理したビューアソフトは、電子データで提出すること。

提出にあたっては「デジタル写真管理情報基準 [国土交通省]」に基づいて電子データを電子媒体に記録して提出すること。

また、納品時に受注者は JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を書面で監督員に提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

「JACIC が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）」

URL <http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>

委託完了届別紙

[illegible]

調査結果報告書				
委託件名			契約番号	
指示書番号		指示日		
調査地名		完了日		
地番				
概要	林相			
	指示事項			
	特記事項			
測量業務				
指示面積		閉合比	<1/100, 0K	
実測面積	ha			
測点No.	GPS緯度	GPS経度	備考	
添付資料				
測量図 (A3判、1 : 1,000)				
測量図 (A4判、1 : 2,500)				
測量図 (A4判、任意縮尺)				
測量図 (境界毎A4判、任意縮尺)				
測量調査野帳 (原本、Compassmate出力)				
測量成果簿 (閉そく公差明示)				
電子データ一式				
写真集				